

千葉県在宅医療従事者等安全確保対策事業（在宅医療機関等暴力・ハラスメント
相談センター事業）企画提案募集に係る質問と回答

令和7年6月27日

	質問内容	千葉県回答
1	専用相談窓口の設置について、千葉県内に場所を設置しなければならないのか。	専用相談窓口の設置について、千葉県内に場所を確保する必要はない。
2	法律相談の窓口について、月2回常設しなければならないということか。	予約があれば月2件程度受け入れられる体制を求めるもので、常設することは求めている。
3	法律相談方法について、「原則1回30分程度とし」とあるが、同一の相談者が何度もこのサービスを利用するということは想定されているか。	現在回数制限は想定していない。受託者が決定後の打合せで対応を決めていきたい。
4	広報業務で「リーフレットの作成」とあったが、県庁のホームページ等での周知か、それとも郵送での周知かどちらをイメージしているのか。	受託者には広報用のデータを作成していただき、周知については、千葉県がホームページ掲載やメール送付等の方法で行うことをイメージしている。